

株式会社 想画 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、より子育てに関われるよう支援するとともに、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日 ～ 平成32年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。
計画期間中に1人以上取得すること。

<対策>

- 平成29年4月～ 制度内容等について社内広報用チラシなどにより社員に周知
- 平成29年4月～ 管理職からの子が出生した男性労働者への育児休業取得の勧奨

目標2：法律に基づき社員が利用できる産前産後休業、育児休業、出産手当金、育児休業給付金などの諸制度の周知。

<対策>

- 平成29年6月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成29年8月～ 制度に関する周知用チラシを作成し、社員に配布